

岩国市立学校 適正規模適正配置に関する基本方針

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～



2024(令和6)年3月
岩国市教育委員会

目 次

I	基本方針策定の趣旨及び経緯	1
II	学校規模及び配置の適正化について	1
1	適正化に向けての基本的な考え方 (1)効果的な学習指導体制の推進 (2)豊かな心を育むための集団生活の実現 (3)教員の指導体制や効果的な学校運営の確立 (4)地域と連携した学校運営の推進 (5)教育資源の有効活用 (6)公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 (文部科学省) の活用	1～2
2	適正化の基準について (1)学校の適正な規模及び分類 (2)学校の適正な配置	2～3
3	適正化に向けての方策 (1)通学区域の見直し (2)学校の統合 (3)学校施設の整備	3～4
4	適正化の取組における留意事項 (1)教員等の配置 (2)保護者や地域との連携及び協力 (3)学校施設整備時における検討 (4)廃校施設等の有効活用 (5)関係部局等との連携	4
III	資料	5～9
1	学校設置の状況	5
2	学校規模から見たメリット・デメリット	6
3	小中学校の学級編制及び教職員配置	7
4	中学校における部活動の設置	8
5	児童生徒数、学校規模の推移 ・資料1：岩国市の出生数の推移 ・資料2：岩国市の小学校児童数の推移 ・資料3：岩国市の中学校生徒数の推移 ・資料4：児童数と学級数(2023(令和5)年度～2028(令和10)年度) ・資料5：生徒数と学級数(2023(令和5)年度～2028(令和10)年度) ・資料6：小学校規模別学校数と児童数(2023(令和5)年度・2028(令和10)年度) ・資料7：中学校規模別学校数と生徒数(2023(令和5)年度・2028(令和10)年度) ・資料8：小学校(適正規模以外)の配置図 ・資料9：中学校(適正規模以外)の配置図	8～9
6	通学区域の状況 ・資料10：旧岩国市内小学校通学区域 ・資料11：教育支所管内小学校通学区域 ・資料12：遠距離通学者へのスクールバス等運行状況	9
7	学校施設の状況 ・資料13：岩国市立小・中学校施設の建築年度状況	9
IV	関係法令(抜粋)	10～12

学校適正規模適正配置に関する 基本方針

I 基本方針策定の趣旨及び経緯

○「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」

2009(平成21)年2月策定

少子化の進行等による教育を取り巻く環境の変化に伴う諸課題と学校施設の耐震化対策等に取り組むため、教育現場をはじめ、教育文化市民会議やパブリックコメント等を通じて、各方面から御意見をいただき、本市の小・中学校の適正な規模や配置に向けての基本的な考え方を「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」として定めた。

○「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」

2019(平成31)年2月改訂

学校施設の耐震化、学校統廃合及び空調設備の整備等が実施され、学校配置計画は、2018(平成30)年度をもって終了し、2020(令和2)年度からは、「学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」を基に、学校施設を整備していくが、長寿命化計画は、基本方針を勘案して策定することから、基礎データを更新しておく必要がある。

また、2015(平成27)年1月に、文部科学省によって「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が策定され、この中で、小・中学校は地域のコミュニティの核としての性格も有し、まちづくりの在り方とも密接不可分であり、行政が一方向的に進める性格のものではなく、学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の理解と協力を得る等、丁寧な議論を行う必要があること、また、小規模校については、メリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合もあること等、適正化に際しての留意点が示された。

以上により、教育委員会では、地域性にも配慮した適正化の推進及び学校施設の老朽化対策等に取り組むため、従前の基本方針を改訂するものとした。

なお、基本方針については、長寿命化計画と相互に連携を図り、また、法令等の改正や社会情勢等の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとし、基礎データについては、5年毎に更新を行うものとした。

○「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」

2024(令和6)年3月改訂

前回2018(平成30)年度に改訂後、5年が経過するため、基礎データを更新し、引き続き本方針及び2019(令和元)年度策定の「岩国市学校施設長寿命化計画」の考え方の下で、学校の適正規模適正配置について検討していくものとする。

Ⅱ 学校規模及び配置の適正化について

1 適正化に向けての基本的な考え方

学校の適正な規模や配置について検討を行う際は、学校規模によるメリット・デメリット、子供たちの良好な教育環境の確保、地域との関わり等を考慮し、次の事項に基づき行うものである。

なお、「適正」とは、子供たちの学習指導面・生活指導面・学校運営面及び行財政面も含め総合的に判断するものであるが、教育効果の向上を第一として「望ましいもの・理想とするもの」と定義する。

(1) 効果的な学習指導体制の推進

効果的な学習指導を推進するためには、適正な人数の中において、人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成、子供同士の交流による切磋琢磨や競争心の醸成を図る必要がある。

このことから、児童生徒と教員間において価値観の追求や、文化・環境の異なる地域から集まる子供たちの学び合いを可能とし、多様な学習活動や学校行事が展開できる規模を確保するとともに、時代に即した教育が実施できる規模を有すること。

(2) 豊かな心を育むための集団生活の実現

子供たちが豊かな人間関係を築き、どのような場面・状況においても対応できるような社会性を持った人間として成長するため、多種多様な価値観を持つ人間と出会い、ふれあうことができる規模を有すること。

(3) 教員の指導体制や効果的な学校運営の確立

学年や教科担任間で、教員が互いに研究ができる規模を有すること。特に教科担任制の中学校では、充実した教育指導（全教科免許所有教員※¹及び5教科複数教員配置※²による指導）が実施できるものであること。また、教員の校務分掌の軽減を図り、子供たちへの充実した教育指導体制が確立できる規模を有すること。

(4) 地域と連携した学校運営の推進

円滑な学校運営は、保護者や地域との信頼や支援を基盤とするものである。地域に学校を公開し、外部評価を受けることにより学校がより開かれたものとするとともに、地域社会のあらゆる教育力を活用し、地域と連携した学校運営の推進を図ること。

(5) 教育資源の有効活用

厳しい財政状況の中、未来の子供たちに負担を残さないよう、行財政面も考慮し、学校施設の効果的かつ有効な活用を図ること。

(6) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）の活用

小・中学校は地域のコミュニティの核としての性格も有し、まちづくりの在り方とも密接不可分であり、行政が一方向的に進める性格のものではなく、学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の理解と協力を得る等、丁寧な議論を行う必要があること、また、小規模校については、メリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合もあること等に留意すること。

※1 全教科免許所有教員

中学校においては教科担任制であることから、各教科に専門の教員を確保するもの。
小規模の学校においては、配置教員数が少ないため、所有免許以外の教科を、許可を得て教えることになる。

※2 5教科複数教員配置

授業時間数の多い5教科(国語、数学、理科、社会、英語)については、教科ごとに情報交換や共同研究が図られるよう複数の教員配置を行うもの。

2 適正化の基準について

前記1の「適正化に向けての基本的な考え方」に基づき、学校の適正な規模や配置の基準については、次のとおりとする。

(1) 学校の適正な規模及び分類

【学校の適正な規模】

分 類	全 校 学 級 数	1 学年当たりの学級数
小 学 校	12 ～ 18 学級	2 ～ 3 学級
中 学 校	9 ～ 18 学級	3 ～ 6 学級

〈理由〉

ア 小・中学校ともに、全ての学年においてクラス替えや学習内容に適した集団編成（少人数教育）が可能となるとともに、効果的な学校行事等諸活動が行える下限の規模として、小学校は12学級、中学校は9学級とする。

なお、9学級以上の学級数を有する中学校については、山口県教職員配置基準に基づき、全教科免許所有教員及び5教科複数教員の配置が可能となる。

イ 小・中学校ともに的確な指導や学年間のまとまり等が図られやすい上限の規模として、18学級とする。

【学校規模の分類】

適正化を図るに当たり、各学校における児童生徒数の推移や施設整備(大規模改修又は改築)の時期及び社会情勢の変化等の事由により検討を行うこととし、学校規模別に次のように分類する。

分 類	適正化を推進する	適正化を検討する	適正規模	当分の間、状況を見守るが、必要に応じて適正化を検討する
小 学 校	～ 5 学級	6 ～ 11 学級	12 ～ 18 学級	19 学級 ～
中 学 校	～ 3 学級	4 ～ 8 学級	9 ～ 18 学級	19 学級 ～

(2) 学校の適正な配置

学校の配置については、長期的に適正な学校規模を確保するとともに、全市的な学校設置状況や地理的状况を考慮した適正な配置とする。

学校配置に伴う通学距離の設定については、小学校で徒歩の場合、おおむね3km以内とし、中学校で徒歩（自転車を含む。）の場合、おおむね6km以内とする。

また、遠距離通学となる場合は、児童生徒の心身に与える影響を考慮し、安全で安心した通学が確保できるよう、スクールバス等の運行や公共交通機関の利用による通学方法を採用することとし、小・中学校ともおおむね15km以内とする。

また、通学時間については、小・中学校ともおおむね45分以内とする。

通学の方法	学校の種類		中学校	
	小学校	中学校	通学距離	通学時間
徒 歩 (中学校においては、自転車を含む)	おおむね 3km以内	おおむね 45分以内	おおむね 6km以内	おおむね 45分以内
スクールバス等の運行や 公共交通機関の利用	おおむね 15km以内	おおむね 45分以内	おおむね 15km以内	おおむね 45分以内

3 適正化に向けての方策

学校の適正化を図る場合、次の事項に基づき実施するものとする。

(1) 通学区域の見直し

子供たちの生活基盤や地域の特性（交通事情や地理的条件等）に応じ、通学区域の一部を変更することについて検討するものとする。

(2) 学校の統合

将来においても適正な学校規模の基準を満たすことが見込めない場合は、統合を検討するものとする。

ア 統合の対象は、隣接する学校間とし、その方法は、対象校間どちらかの学校への編入又は新たな学校の設置とする。

イ 学校の設置場所等については、次の事項を考慮する。

（ア）周辺公共施設（保育園、総合支所、出張所等）の設置状況

（イ）小学校と中学校の通学区域の整合性

（ウ）学校施設の整備状況

ウ 統合により新たに遠距離通学となる場合は、子供たち等の負担軽減や安全・安心を確保するため、通学路の整備やスクールバスの導入等を検討する。

(3) 学校施設の整備

学校施設については、基本方針を勘案して策定した学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を基に、特別支援学級の充実や放課後児童教室の設置状況等も含め、総合的に整備するものとする。

また、岩国市公共施設等総合管理計画等との整合を図りながら、複合化等についても検討する。

4 適正化の取組における留意事項

適正化の取組に当たっては、次の事項について十分配慮するものとする。

(1) 教員等の配置

子供たちの新たな人間関係づくりや学習環境の変化における心身の不安を緩和するとともに、統合後の学校におけるスムーズな学校運営及び広域となる学校区における保護者や地域との連携を図るため、教員の配置やスクールカウンセラーの派遣について考慮するものとする。

(2) 保護者や地域との連携及び協力

保護者や地域住民、学校関係者等に適宜情報を提供し、十分な説明や協議を行い、教育上の諸課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、理解や協力を求めながら進めるものとする。

(3) 学校施設整備時における検討

学校の施設整備（大規模改修又は改築）を行う際は、学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を基に検討するものとする。

(4) 廃校施設等の有効活用

廃校等となった学校施設については、岩国市公共施設等総合管理計画等との整合を図りながら、有効活用等について検討する。

(5) 関係部局等との連携

学校や地域における課題については、関係部局や関係機関と協議し、また、総合教育会議を活用する等して、緊密な連携を図りながら、施策・事業の実施に向けて検討していくものとする。

Ⅲ 資料

1 学校設置の状況

学校数については、2006(平成18)年3月の合併により、小学校は、旧岩国市19校と旧郡部20校合計39校、中学校については、旧岩国市9校、旧郡部7校合計16校、総合計55校でスタートした。2023(令和5)年度は、小学校31校、中学校14校の総合計45校となっている。

【学校設置状況】

区 分	小 学 校	中 学 校
学 校 名	1: 杭名小学校、2: 河内小学校	1: 岩国西中学校
	3: 通津小学校	2: 通津中学校
	4: 岩国小学校、5: 藤河小学校、6: 柱野小学校、7: 御庄小学校	3: 岩国中学校
	8: 平田小学校	4: 平田中学校
	9: 麻里布小学校	5: 麻里布中学校
	10: 川下小学校、11: 愛宕小学校	6: 川下中学校
	12: 灘小学校、13: 中洋小学校	7: 灘中学校
	14: 東小学校、15: 装港小学校、16: 小瀬小学校	8: 東中学校
	17: 由宇小学校、18: 由西小学校、19: 神東小学校	9: 由宇中学校
	20: 玖珂小学校	10: 玖珂中学校
	21: 本郷小学校	11: 本郷中学校
	22: そお小学校、23: 高森小学校、24: 川上小学校、 25: 米川小学校、26: 修成小学校、27: 周北小学校	12: 周東中学校
	28: 錦清流小学校、29: 宇佐川小学校	13: 錦中学校
	30: 美和東小学校、31: 美和西小学校	14: 美和中学校
校 数	31 校	14 校

休 校

【小学校】

8校

黒島小学校、通津小学校通西分校、柱島小学校、端島小学校、波野小学校、天尾小学校、中田小学校、美川小学校

【中学校】

5校

端島中学校、黒島中学校、柱島中学校、御庄中学校、美川中学校

2 学校規模から見たメリット・デメリット

学校規模が、児童生徒や教員に対し、又は相互間に対し、どのように影響するのか学校現場からの意見等を基に「学習指導面」「生活指導面」「学校運営面」から分析した。

これによると、学校の規模によりメリット・デメリットはあるが、小規模校では、小規模校間において、又は大規模校との合同による ICT を活用するなどした学習活動を行う、地域と連携して総合学習を行う等、デメリットを補うような努力や工夫がなされている。

しかし、大規模校でのデメリットに対しては、習熟度別指導による少人数指導を行う等改善が図られやすいが、小規模校のデメリットに対しては、物理的に改善し難いものもある。

このことから、適正規模の学校においては、子供たちが豊かな人間関係を築き、自分で取捨選択できるような機会を与えることにより、社会性を育むことが可能となる。

《小規模校》

項目	メリット	デメリット
学習指導面	・教員が、子供たち一人一人に対し、きめ細かい指導や評価ができる。 ・子供たち一人一人の発表等活動の機会が多い。	・班編成やグループ活動が難しく、価値観の追求や意見の多様性に欠ける場合がある。 ・教師の意見に流されやすい。 ・合唱・合奏等学習そのものの成立が難しい場合がある。
生活指導面	・いじめへの対応等早期の生活指導が図られる。 ・異年齢間における相互交流が図られ人間関係が深まりやすい。	・切磋琢磨する機会が少なく、学習意欲・競争心が薄い場合がある。 ・クラス替えがなく、子供間の評価が序列化されやすい。 ・部活動の選択肢が少ない。
学校指導面	・学校と保護者や地域との結びつきが強く、地域に開かれた学校運営に取り組みやすい。 ・防災拠点等、地域の幹となる。	・許可免で専門教科外の科目を指導することになる。 ・教員一人当たりの校務分掌が多い。

《大規模校》

項目	メリット	デメリット
学習指導面	・班編成ができ、学習の効率化やグループ活動ができる。 ・多様な意見が出され、価値観の追求ができる。 ・合唱・合奏等ができる。	・習熟度学習等への対応が難しい場合がある。 ・プール、体育館や運動場等の使用に調整が必要。
生活指導面	・多くの人間との交流があり、切磋琢磨でき、意欲の向上が生まれる。 ・判断力や生活力等社会性が身につく。	・集団生活に適応できない子供もいる。
学校指導面	・多くの教員が配置されることから、校務分掌も軽減され、専門科目への研究や指導ができる。 ・予算面で安定的な学校運営ができる。	・地域とのつながりが希薄となりやすい。

3 小・中学校の学級編制及び教職員配置

(1) 学級編制について

「公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準」(2023(令和5)年度：山口県教育委員会)に基づき、本市における学級編制は、次のとおりである。

分類	1学級当たりの児童又は生徒の数
小学校	35人
中学校	35人

(2) 中学校の教職員配置について

「公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準」(2023(令和5)年度：山口県教育委員会)に基づき、本市における教職員配置は、次のとおりである。

下記のとおり、中学校では9学級以上になると、全教科専門教員が配置され、国語・社会・数学・理科・英語の5教科に複数教員が配置され、教科の研究体制が確保される。

【中学校の教員配置】(標準的な教科担任別教員配置例)

学級数	教員数	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭
3学級	7	1	1	1	1	1	1		1		
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1		
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1
13学級	21	3	3	3	2	3	1	1	3	1	1
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1
15学級	23	4	3	3	3	3	1	1	3	1	1
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1

※ 教員数に校長は含まない。

※ 上記のほか、学校の実情に応じて教員が配置されることがある。

4 中学校における部活動の設置

【部活動設置状況】（2023(令和5)年3月調査）

学級数			3				4	6		8	9			11	14	16
学校名			岩国西	本郷	錦	美和	通津	由宇	周東	灘	東	平田	玖珂	麻里布	川下	岩国
運動部	バスケットボール	男					○		○	○	○	○	○	○	○	○
		女						○	○	○		○	○	○	○	○
	卓球	男	○					○	○		○		○	○	○	○
		女	○					○	○	○	○		○	○	○	○
	ソフトテニス	男				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		女					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハンドボール	男					○					○				○
		女					○					○				○
	バレーボール	男							○			○				
		女	○			○	○		○				○	○	○	
	剣道	男			○			臨	○	○	○			○	○	○
		女			○			臨	○	○	○			○	○	○
	軟式野球	男・女	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ソフトボール	女									○					
	柔道	男						○			○	○	○	○	○	
		女						○				○	○	○	○	
	サッカー	男・女							○	○	○	○	○	○	○	○
文化部	陸上(駅伝含)	男・女		臨				臨			臨		臨	○	○	○
	水泳	男・女		臨							臨	臨	臨	臨	○	臨
	その他				バドミントン								ホッケー			
	吹奏楽					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美術							○	○		○	○		○	○	○
文化部	その他		総合文化		総合文化		文化			総合文化			美術文芸	英語科学	科学	科学

5 児童生徒数、学校規模の推移

(1) 児童生徒数

少子化の影響を受け、小学校の児童数は、1980(昭和55)年度の15,994人、中学校では1985(昭和60)年度の8,088人をピークにいずれも減少傾向にあり、2023(令和5)年度は、小学校では5,818人(ピーク時比約64パーセント減)、中学校では3,033人(ピーク時比約62パーセント減)となっている。

なお、2028(令和10)年度には、2023(令和5)年度に比べ小学校において899人の減少、中学校において299人の減少が見込まれる。

(2) 学校規模の推移

学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とされ、中学校についても同規定を準用することとなっている。

この規定を目安とした場合、本市(2023(令和5)年)では、小学校で8校(全体比約26パーセント)、中学校で6校(全体比約43パーセント)が、この基準内に入るものである。

なお、2028(令和10)年度には、2023(令和5)年度に比べ小学校で22学級が減少するが、5学級以下の規模を有する学校は、統合により減少する見込みとなっている。中学校については、4学級が減少し、5学級以下の学校規模の学校は1校増加する見込みとなっている。

資料1：岩国市の出生数の推移

資料2：岩国市の小学校児童数の推移

資料3：岩国市の中学校生徒数の推移

資料4：児童数と学級数(2023(令和5)年度～2028(令和10)年度)

資料5：生徒数と学級数(2023(令和5)年度～2028(令和10)年度)

資料6：小学校規模別学校数と児童数(2023(令和5)年度・2028(令和10)年度)

資料7：中学校規模別学校数と生徒数(2023(令和5)年度・2028(令和10)年度)

資料8：小学校(適正規模以外)の配置図

資料9：中学校(適正規模以外)の配置図

6 通学区域の状況

(1) 通学制度

本市では、就学予定者や学齢児童及び学齢生徒が就学する学校について、住民基本台帳に登録されている住所地に基づき、その住所地を含む通学区域の学校を指定している。就学予定者については、入学前に、教育委員会が保護者に通知している。

(1) 通学区域の範囲

本市の学校の通学区域の範囲については、別紙資料のとおりである。なお、既に統合をされた地域については、スクールバス等を運行する等安全な通学方法の確保を図っている。

資料10：旧岩国市内小学校通学区域

資料11：教育支所管内小学校通学区域

資料12：遠距離通学者へのスクールバス等運行別状況

7 学校施設の状況

本市では、新耐震基準施行1981(昭和56)年6月以前の旧耐震基準により建築し、築40年以上が経過した学校施設は、全体棟数の約55パーセントを占めており、このうち耐震性がないものについては、耐震補強工事を完了しているが、学校施設自体の老朽化は進行しつつある。

施設の改修等については、2019(令和元)年度策定の「岩国市学校施設長寿命化計画」等を基に進めることとしている。

資料13：岩国市立小・中学校施設の建築年度別状況

Ⅳ 関係法令（抜粋）

1 適正化に向けての基本的な考え方

1 学校編製の基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
(学級編製の標準)

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、(略)小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編製の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編製の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。 次条第2項において同じ。)	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあっては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級(以下この表及び第7条第1項第5号において単に「特別支援学級」という。)	8人
中学校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

- 3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数の基準は、6人(文部科学大臣が定める障害を2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準(2024(令和6)年度山口県教育委員会)
学級編制基準

学級の編制は、原則として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」という。)に基づき、次の基準により行うものとする。

- (1) 同学年の児童生徒で編制する学級は35人以下とする。

- (2) 2つの学年（第1学年を含む。）の児童で編制する学級は8人以下とする。
ただし、欠学年を含む複式学級（以下「飛び複式学級」という。）については、どちらかの学年の児童数が4人を超える場合には、複式学級としないものとする。
- (3) 2つの学年（第1学年を含まない。）の児童で編制する学級は16人以下とする。
ただし、飛び複式学級については、どちらかの学年の児童数が8人を超える場合には、複式学級としないものとする。
- (4) 2つの学年の生徒で編制する学級は8人以下とする。
ただし、飛び複式学級については、どちらかの学年の生徒数が4人を超える場合には、複式学級としないものとする。
- (5) 学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級は8人以下とする。

2 学級数の標準について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（準用規定）

第79条 第41条から（略）までの規定は、中学校に準用する。（略）

3 学校規模と通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 学級数が小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
 - (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは、「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

4 通学区域の指定及び変更について

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）

（入学期日等の通知、学校の指定）

- 第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）（略）、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が 2 以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第 7 号、第 6 条の 3 第 1 項、第 7 条及び第 8 条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が 2 校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、第 9 条第 1 項又は第 17 条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。
- 第 8 条 市町村の教育委員会は、第 5 条第 2 項（略）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。（略）

岩国市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 18 年教育委員会規則第 26 号）

（通学区域）

- 第 2 条 学校の通学区域は、別表のとおりとする。

（入学又は転学時の学校の指定）

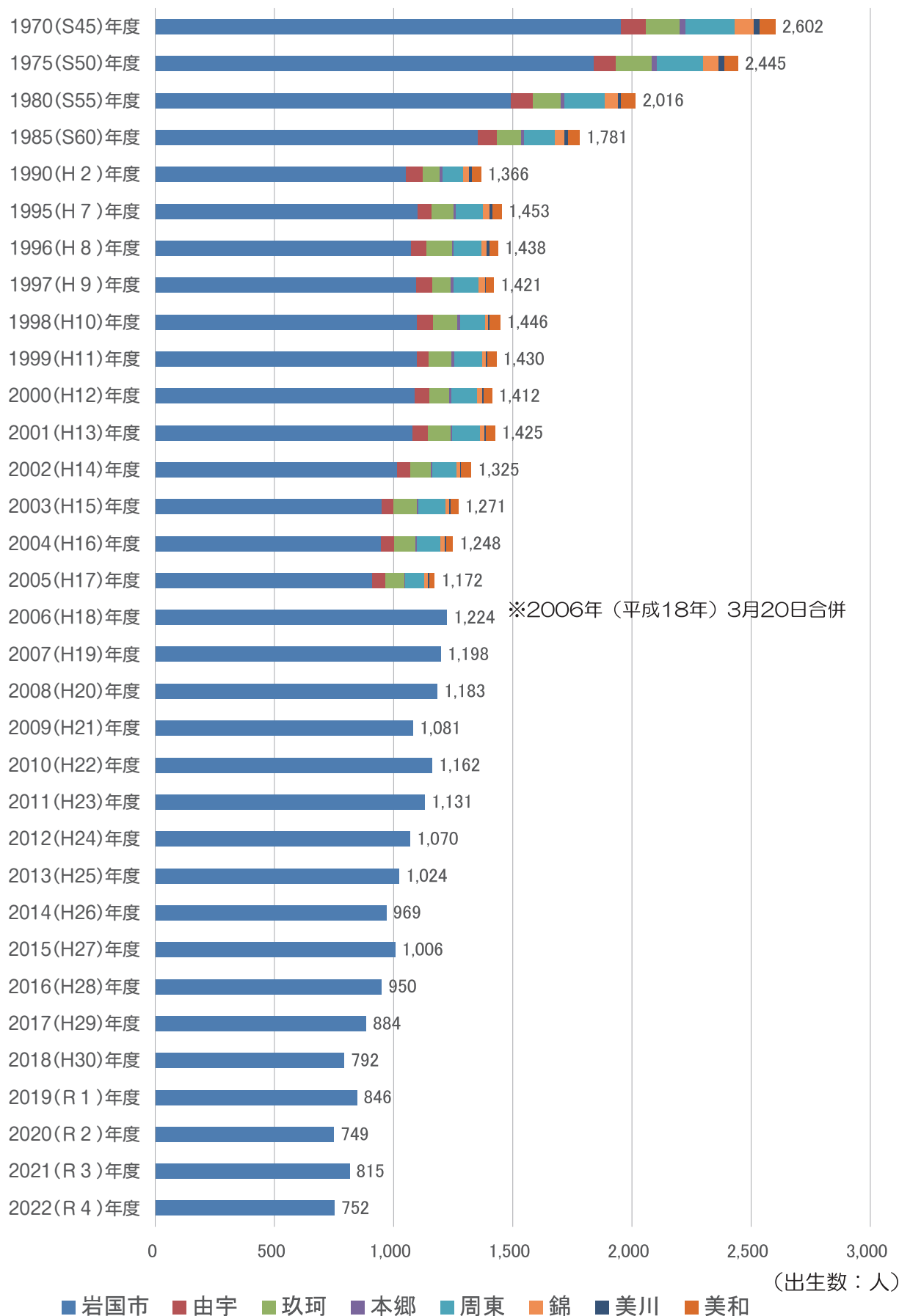
- 第 3 条 就学予定者、学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）が就学すべき学校の指定は、その住所地（当該児童生徒等の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する通学区域の学校とする。

（就学学校変更の許可）

- 第 5 条 第 3 条の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、通学区域以外の学校への就学を許可することができる。
- (1) 児童生徒等の身体が虚弱又は重度な障害のため、指定の学校に通学することが困難と認められた場合
 - (2) 障害のある児童生徒等であって特別支援学級に入級させることが妥当と認められながら、指定の学校に特別支援学級がない場合
 - (3) 児童生徒等本人の性行上又は家庭環境上、転校させることが必要と認められた場合
 - (4) 家庭の事情により、保護者が日中児童生徒等の監護に当たることが困難な場合
 - (5) 転校回数が多く、児童生徒等本人のために有益でないと判断された場合
 - (6) その他教育委員会が特に必要と認めた場合
- 2 保護者は、前項の規定による許可を受けようとするときは、就学学校変更許可願（別記様式。以下「許可願」という。）にその事由を証明するに足りる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による許可願の提出は、随時受け付けるものとする。ただし、学年における在籍者数が 1 人となることにより、通学区域以外の学校への就学を希望する場合であって、通学区域の中学校区内にある小学校に就学を希望する場合の許可願の受付期間は、就学学校の変更を希望する年度の前年度の 9 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

岩国市の出生数の推移

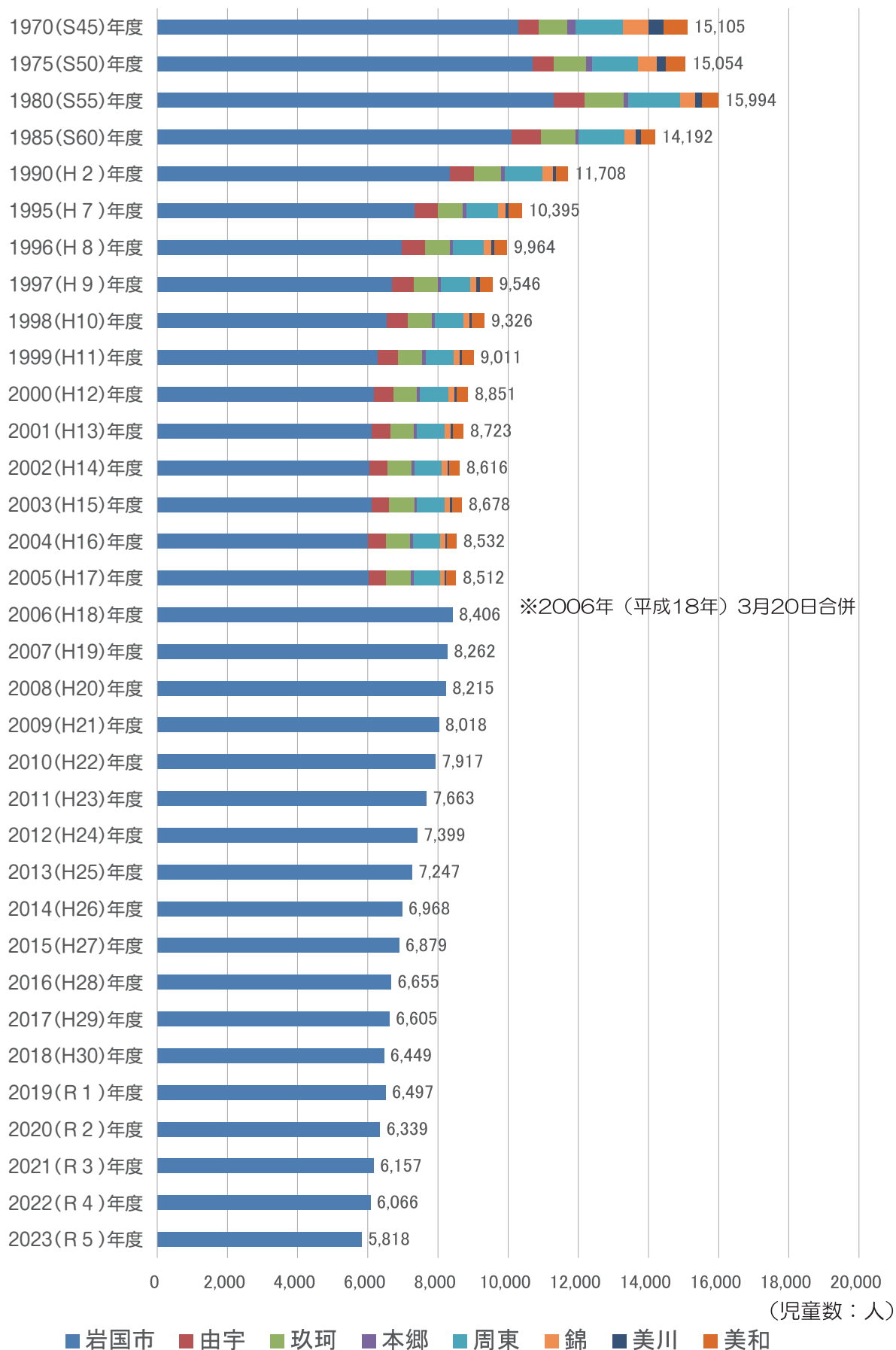
資料 1



資料：山口県人口移動統計調査

岩国市の小学校児童数の推移

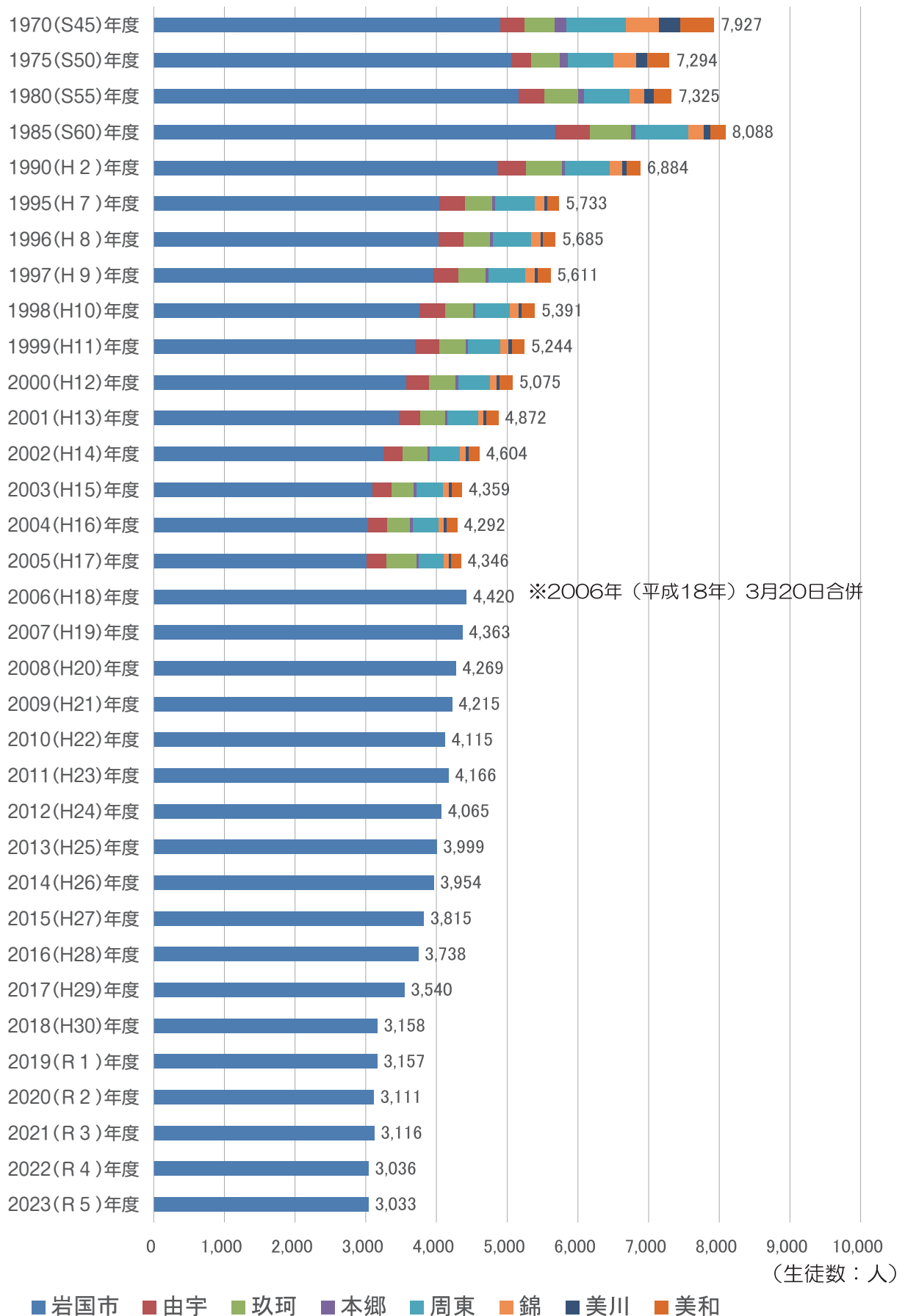
資料 2



※特別支援学級を除く。

岩国市の中学校生徒数の推移

資料 3



※特別支援学級を除く。

児童数と学級数

資料 4

2023（令和5）年度～2028（令和10）年度

（小学校）

（2023（令和5）年5月1日現在）

小学校名	2023（R5）		2024（R6）		2025（R7）		2026（R8）		2027（R9）		2028（R10）	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 小瀬小	9	3	7	3	6	3	5	3	6	3	7	3
2 御庄小	135	6	127	6	115	6	122	6	123	6	126	6
3 藤河小	122	6	127	6	126	6	129	6	129	6	128	6
4 杭名小	26	3	29	4	30	3	25	3	22	3	20	3
5 河内小	25	3	24	3	23	3	23	3	17	3	14	3
6 柱野小	11	2	6	2	5	2	3	2	4	2	4	2
7 通津小	203	7	191	7	177	7	160	7	146	7	138	7
8 岩国小	758	24	716	23	659	22	636	21	594	20	528	18
9 麻里布小	771	24	754	24	727	23	699	23	675	22	644	21
10 装港小	68	6	71	6	—	—	—	—	—	—	—	—
11 川下小	451	16	449	16	462	17	469	17	449	16	457	16
12 愛宕小	451	15	447	15	450	15	454	15	453	16	459	16
13 灘小	361	12	335	12	320	12	305	12	279	11	265	11
14 中洋小	119	6	119	6	102	6	106	6	103	6	90	6
15 平田小	573	18	547	18	518	18	486	17	468	17	432	16
16 東小	344	12	333	12	429	14	445	15	458	15	448	15
17 由宇小	299	12	298	12	282	11	280	11	252	10	242	10
18 由西小	9	2	8	2	9	3	7	2	6	2	5	2
19 神東小	10	3	8	2	6	2	3	2	4	2	5	2
20 玖珂小	513	17	498	17	488	17	470	16	445	16	422	15
21 本郷小	21	3	21	3	15	3	12	3	11	3	10	3
22 そお小	44	4	42	4	42	4	39	4	35	3	30	3
23 高森小	293	12	292	12	277	12	284	12	286	12	308	13
24 川上小	6	2	9	2	11	2	9	2	11	3	13	3
25 米川小	35	4	31	4	28	3	29	4	32	4	29	3
26 修成小	15	3	15	3	13	3	13	3	13	3	12	3
27 周北小	5	2	4	2	4	2	3	1	1	1	1	1
28 錦清流小	46	5	42	4	34	4	31	3	29	3	24	4
29 宇佐川小	2	1	3	2	4	1	5	2	6	2	6	2
30 美和東小	48	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 美和西小	45	4	82	6	72	6	65	6	60	6	52	6
合計	5,818	241	5,635	238	5,434	230	5,317	227	5,117	223	4,919	219

※特別支援学級を除く。

生徒数と学級数

資料 5

2023（令和5）年度～2028（令和10）年度

（中学校）

（2023（令和5）年5月1日現在）

中学校名	2023（R5）		2024（R6）		2025（R7）		2026（R8）		2027（R9）		2028（R10）	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 通津中	114	4	117	5	113	4	102	3	101	3	91	3
2 岩国中	539	16	555	17	556	17	513	16	473	15	469	15
3 麻里布中	351	11	362	12	362	12	360	12	345	11	339	11
4 川下中	455	14	445	14	425	14	431	14	425	14	446	14
5 灘中	251	8	232	9	250	9	244	9	241	9	227	9
6 東中	244	9	235	8	204	7	199	6	179	6	206	7
7 平田中	275	9	288	9	297	9	296	9	276	9	261	9
8 岩国西中	25	3	17	3	19	3	21	3	30	3	32	3
9 由宇中	199	6	184	6	176	6	166	6	166	6	166	6
10 玖珂中	278	9	263	9	251	9	245	9	255	9	250	9
11 本郷中	9	3	7	2	12	2	13	2	14	2	11	2
12 周東中	207	6	204	6	200	6	188	6	171	6	171	6
13 錦中	30	3	26	3	32	3	29	3	27	3	22	3
14 美和中	56	3	59	3	60	3	56	3	48	3	43	3
合計	3,033	104	2,994	106	2,957	104	2,863	101	2,751	99	2,734	100

※特別支援学級を除く。

小学校規模別学校数と児童数

資料 6

(2023(令和5)年5月1日現在)

2023(令和5)年度					2028(令和10)年度								
学 校 名 (児童数)					学校数	学級数	学校数	学 校 名 (児童数)					
適正規模以外 《1～5学級》 16校(51.6%) 48学級(19.9%) 357人(6.1%)	宇佐川 (2)				1	1	1	周北 (1)	適正規模以外 《1～5学級》 14校(48.3%) 37学級(16.9%) 180人(3.7%)				
	周北 (5)	川上 (6)	由西 (9)	柱野 (11)	4	2	4	柱野 (4)	由西 (5)	神東 (5)	宇佐川 (6)		
	小瀬 (9)	神東 (10)	修成 (15)	本郷 (21)	6	3	8	小瀬 (7)	本郷 (10)	修成 (12)	川上 (13)		
			河内 (25)	杭名 (26)				河内 (14)	杭名 (20)	米川 (29)	そお (30)		
	米川 (35)	そお (44)	美和西 (45)	美和東 (48)	4	4	1	錦清流 (24)					
					錦清流 (46)	1	5	0					
適正規模以外 《6～11学級》 5校(16.1%) 31学級(12.9%) 647人(11.1%)	装港 (68)	中洋 (119)	藤河 (122)	御庄 (135)	4	6	4	美和 (52)	中洋 (90)	御庄 (126)	藤河 (128)	適正規模以外 《6～11学級》 7校(24.1%) 52学級(23.7%) 1,041人(21.1%)	
					通津 (203)	1	7	1	通津 (138)				
						0	8	0					
						0	9	0					
						0	10	1	由宇 (242)				
						0	11	1	灘 (265)				
適正規模 《12～18学級》 8校(25.8%) 114学級(47.3%) 3,285人(56.5%)	高森 (293)	由宇 (299)	東 (344)	灘 (361)	4	12	0	適正規模 《12～18学級》 7校(24.1%) 109学級(49.8%) 3,054人(62.1%)					
						0	13	1	高森 (308)				
						0	14	0					
					愛宕 (451)	1	15	2	玖珂 (422)	東 (448)			
					川下 (451)	1	16	3	平田 (432)	川下 (457)	愛宕 (459)		
					玖珂 (513)	1	17	0					
					平田 (573)	1	18	1	岩国 (528)				
適正規模以外 《19学級～》 2校(6.5%) 48学級(19.9%) 1,529人(26.3%)					0	19	0	適正規模以外 《19学級～》 1校(3.5%) 21学級(9.6%) 644人(13.1%)					
					0	20	0						
					0	21	1	麻里布 (644)					
					0	22	0						
					0	23	0						
					麻里布 (771)	2	24	0					
						0	25	0					
31校 241学級 5,818人					31	計	29	29校 219学級 4,919人					

※特別支援学級を除く。

資料 7

2028(令和10)年度

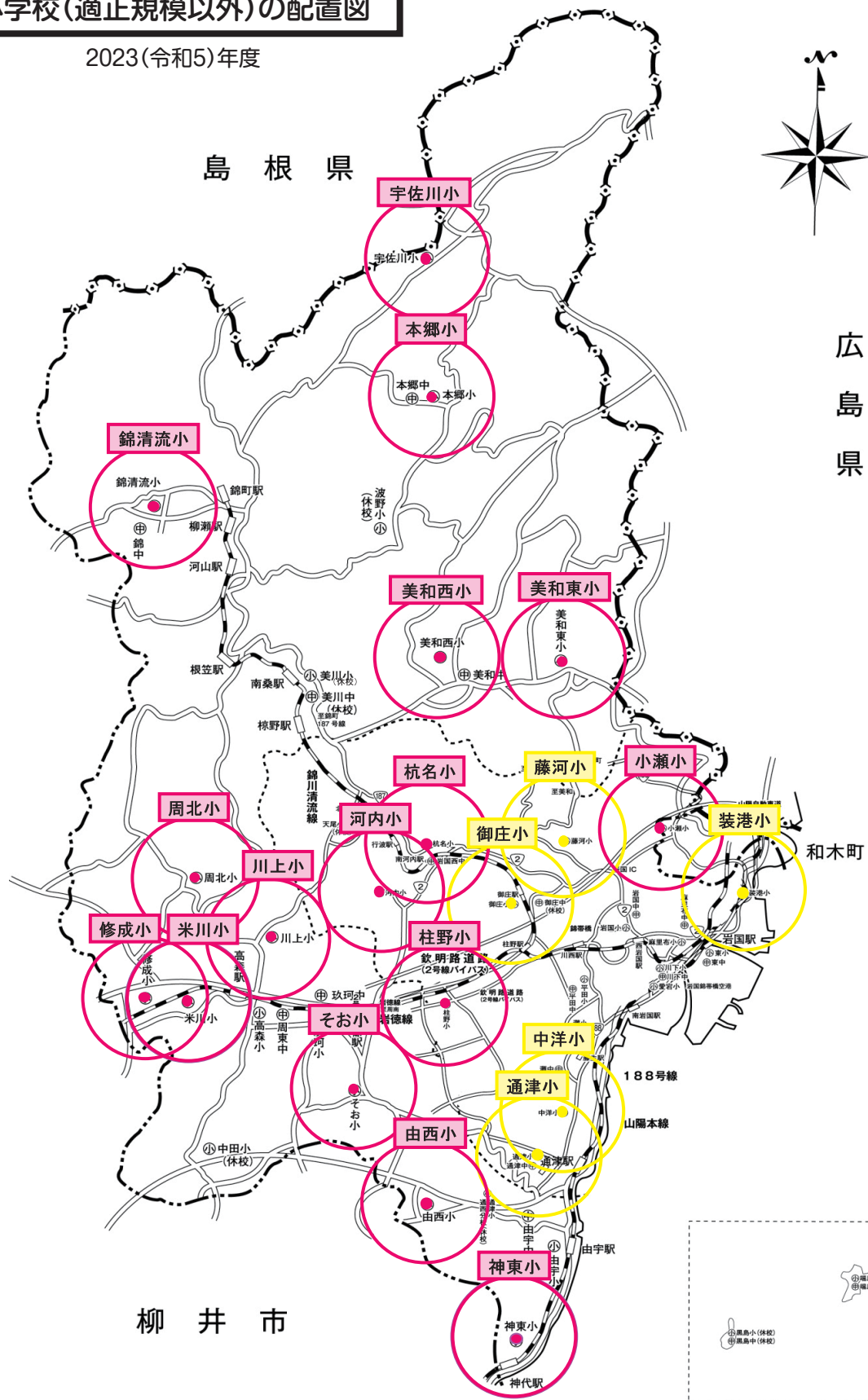
2023(令和5)年度						2028(令和10)年度										
学 校 名 (生徒数)					学校数	学級数	学校数	学 校 名 (生徒数)								
適正規模以外 《1～3学級》 4校(28.6%) 12学級(11.5%) 120人(4%)					0	1	0	適正規模以外 《1～3学級》 5校(35.7%) 14学級(14.0%) 199人(7.3%)								
					0	2	1									
本郷 (9)	岩国西 (25)	錦 (30)	美和 (56)	4	3	4	本郷 (11)	錦 (22)	岩国西 (32)	美和 (43)	通津 (91)					
適正規模以外 《4～8学級》 4校(28.6%) 24学級(23.1%) 771人(25.4%)					通津 (114)	1	4	0	適正規模以外 《4～8学級》 3校(21.4%) 19学級(19.0%) 543人(19.8%)							
					0	5	0									
					由宇 (199)	周東 (207)	2	6						2	由宇 (166)	周東 (171)
					0	7	1	東 (206)								
					灘 (251)	1	8	0								
適正規模 《9～18学級》 6校(42.8%) 68学級(65.4%) 2,142人(70.6%)					東 (244)	平田 (275)	玖珂 (278)	3	9	3	灘 (227)	玖珂 (250)	平田 (261)			
									0	10	0					
									麻里布 (351)	1	11	1	麻里布 (339)			
									0	12	0					
									0	13	0					
									川下 (455)	1	14	1	川下 (446)			
									0	15	1	岩国 (469)				
									岩国 (539)	1	16	0				
									0	17	0					
									0	18	0					
14校 104学級 3,033人					14	計	14	14校 100学級 2,734人								

※特別支援学級を除く。

小学校(適正規模以外)の配置図

資料 8

2023(令和5)年度

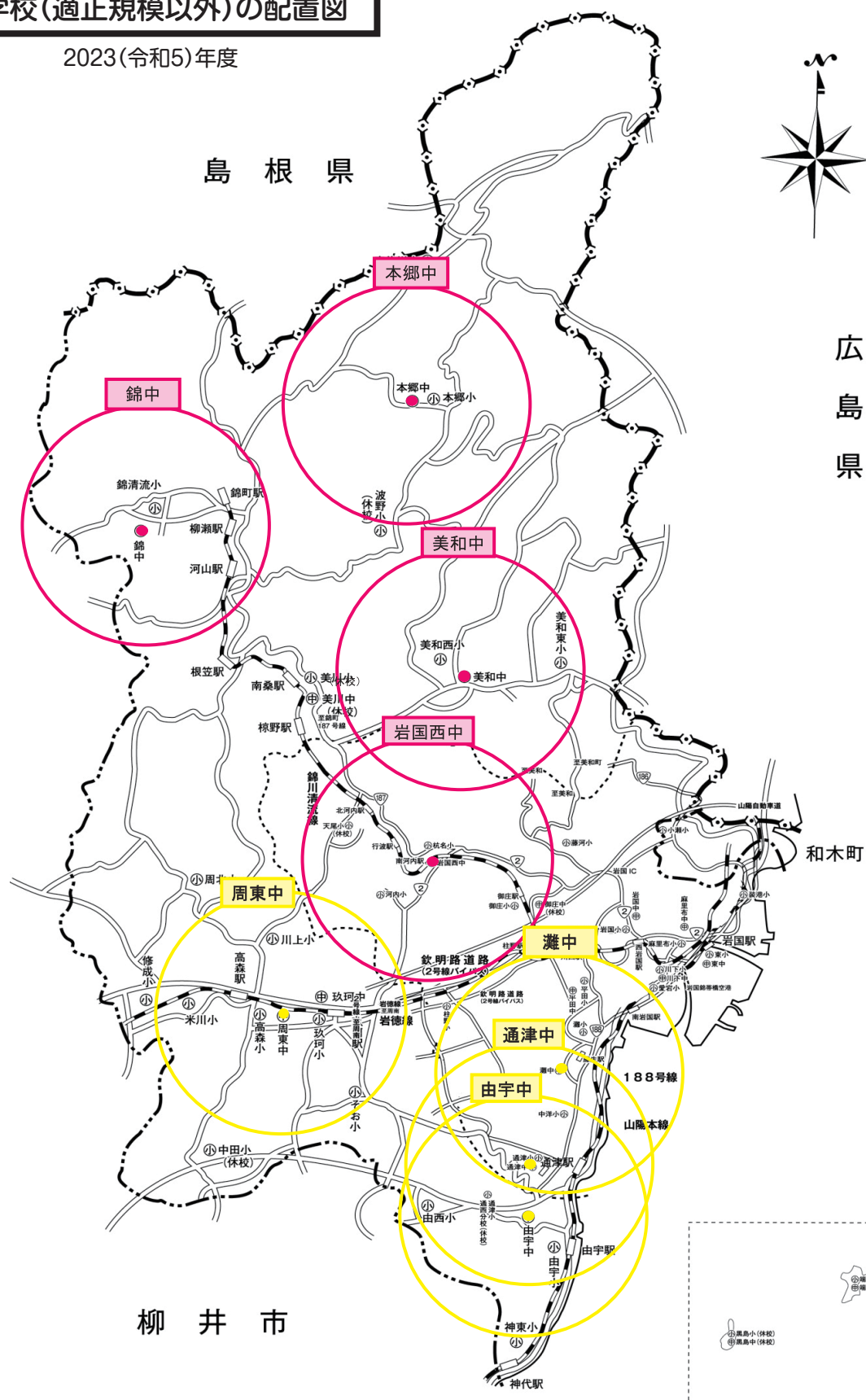


○は適正規模以外(11学級以下)の小学校
(1~5学級(赤)、6~11学級(黄))
※ 円の半径は3 km

中学校(適正規模以外)の配置図

2023(令和5)年度

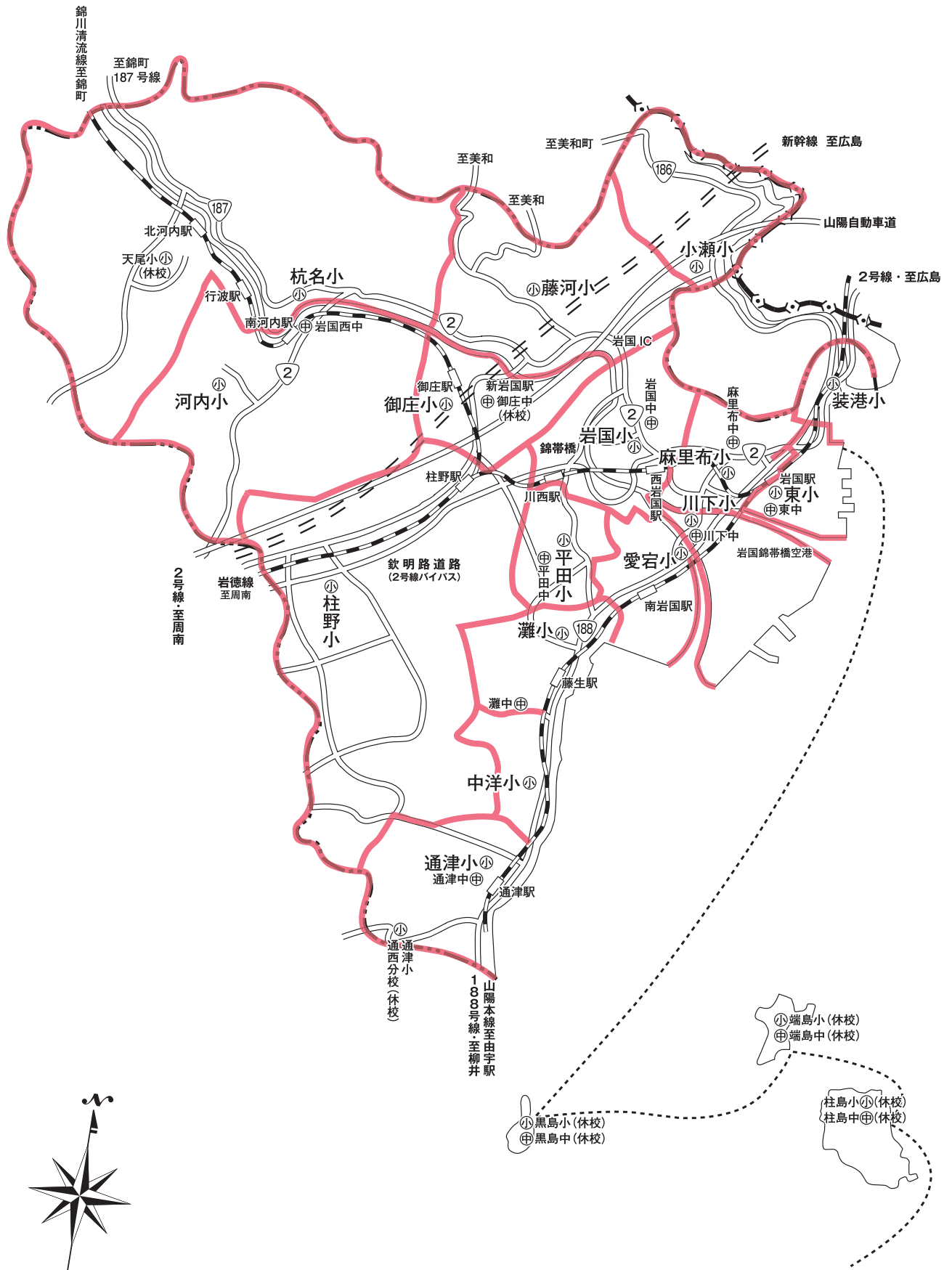
資料 9



○は適正規模以外（8学級以下）の中学校
（1～3学級（赤）、4～8学級（黄））
※ 円の半径は6 km

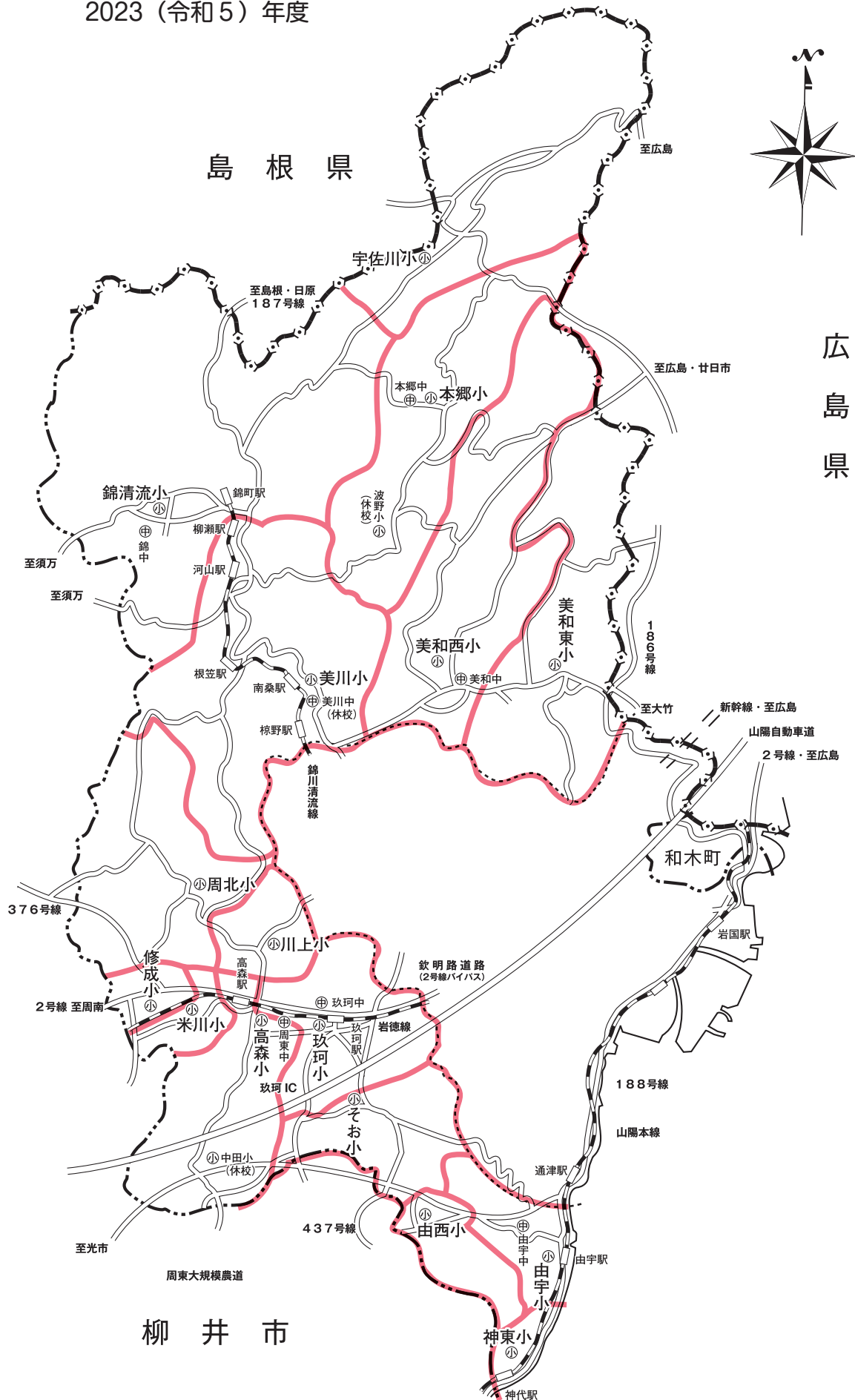
旧岩国市内小学校通学区域 2023（令和5）年度

資料 10



教育支所管内小学校通学区域
2023（令和5）年度

資料 11



遠距離通学者へのスクールバス等運行状況

資料 12

2023(令和5)年5月1日現在

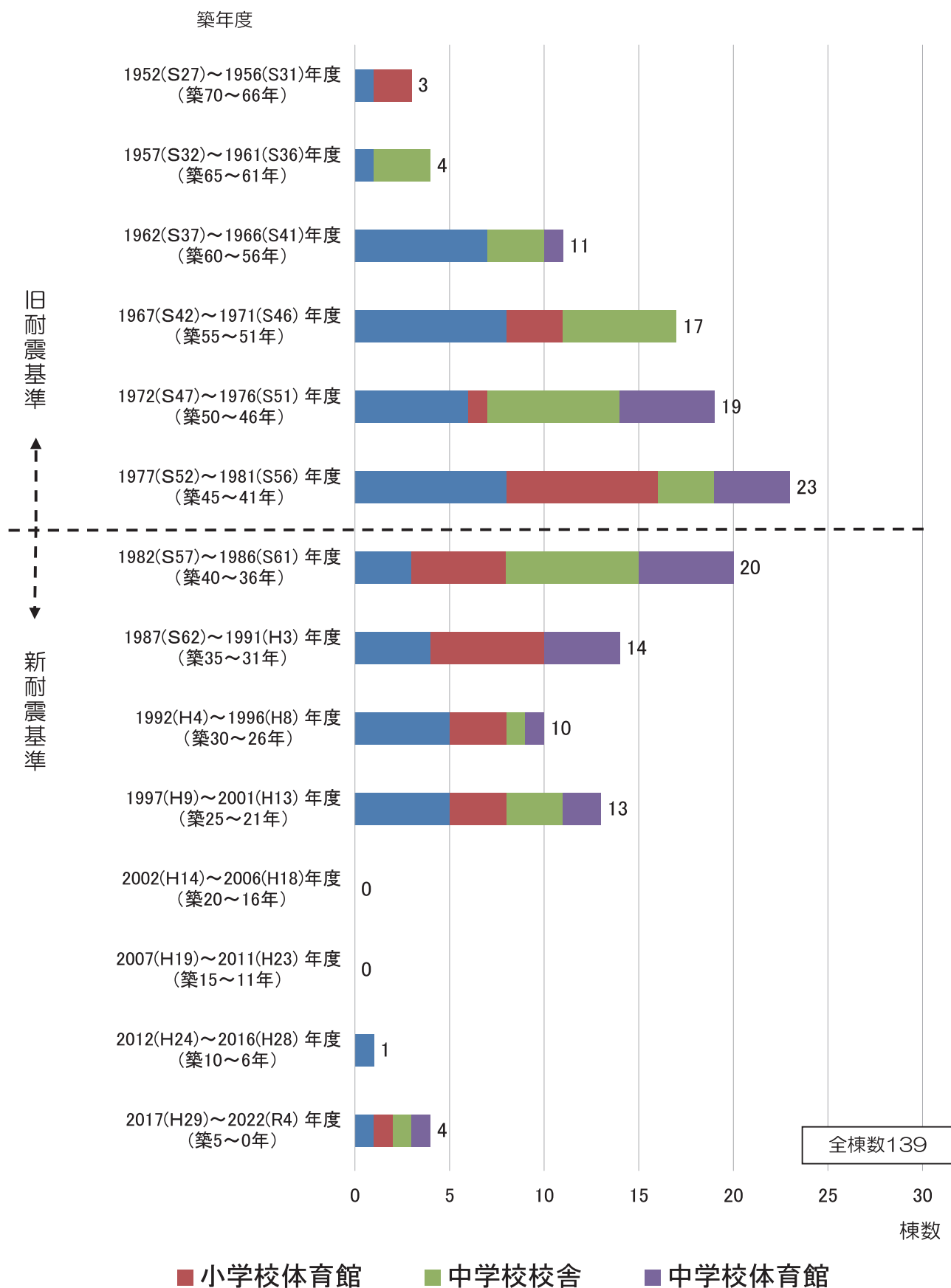
学 校 名	スクールバス	路線バス	スクールタクシー	人数
藤河小学校			自宅付近～藤河小	1
杭名小学校			北河内駅～杭名小	4
			二鹿～杭名小	1
岩国西中学校			守内バス～岩国西中	12
			二鹿～岩国西中	1
	北河内便			25
岩国中学校	柱野・阿品便			13
	御庄便			84
	上多田・下多田便			45
東中学校			御堂原バス停～東中	6
由宇中学校	由西便			4
	舟木便			3
	神東便			6
本郷小学校	波野便			4
周北小学校	周北便			5
そお小学校	そお便			16
高森小学校			中田～高森小	4
周東中学校	樋余地・米川便			9
	三瀬川・川越便			7
	祖生・中田便			4
宇佐川小学校	向峠便			1
錦清流小学校	大野便			5
	深須便			7
	南桑便			3
	野谷便			1
錦中学校	大野便			3
	高根便			4
	美川便			4
美和東小学校	弥栄線			5
	上駄床線（夕）	大三郎線（朝）		1
美和西小学校	秋中線			8
	賀見畑線			4
美和中学校	秋中線			4
	弥栄線			10
	上駄床線			3
	長谷黒沢線（夕）			10
		秋中線		4
		大三郎線		6
		坂上線		3
		松尾線		4

	学校数	路線数	人数
スクールバス	13 校	29 路線	298
路線バス	2 校	5 路線	18
スクールタクシー	5 校	7 路線	29
合計	—	41 路線	345

岩国市立小・中学校施設の建築年度別状況

資料 13

2023（令和5）年4月時点



岩国市立学校 適正規模適正配置に関する基本方針

発 行 日 令和 6 年 3 月

編集・発行 岩国市教育委員会

〒740-8585

山口県岩国市今津町一丁目 14-51

電 話 0827-29-5200

F A X 0827-21-3456

U R L <https://www.city.iwakuni.lg.jp>

E-mail kyoui-so@city.iwakuni.lg.jp
